

本和訳は、JICA 技術協力専門家が業務上作成したものであり、日本の企業・個人の皆様がベトナムの各種制度等を理解するための参考資料として公開するものです。利用者は、JICA のサイトポリシー (<https://www.jica.go.jp/policy/index.html>)に従って本和訳を利用し、また、法律上の問題に関してはベトナム語原文を参照してください。JICA は、本和訳の内容の正確性について保証せず、利用者が本和訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

商工省

競争・消費者保護庁

経済集中届出書類を準備する際の留意点

1. 事業者買収の形式による経済集中と判断するための事業者又は事業者の一の事業分野・業種に対する統制・支配の判断要素

政令第 35/2020/ND-CP 号第 2 条第 1 項によると、他の事業者又はその事業者の一の事業分野・業種を統制・支配するとは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ケース 1：買収する事業者が、買収される事業者の定款資本又は議決権付株式を、50%を超えて取得した場合

ケース 2：買収する事業者が、買収される事業者の全部又は一の事業分野・業種における資産の所有権又は使用权を、50%を超えて取得した場合

ケース 3：買収する事業者が以下のいずれかの権利を有することとなる場合

- 買収される事業者の取締役会の構成員の過半数又は全員、社員総会会長、社長若しくは総社長の選任、解任又は罷免を直接又は間接的に決定する権利
- 買収される事業者の定款の変更、補足を決定する権利
- 買収される事業者の経営組織形態の選択、事業の分野・業種・地域・形態の選択、経営の規模及び分野・業種の調整・選択、経営資本の調達・分配・使用の形式・方式の選択を含む、買収される事業者の経営活動における重要な事項を決定する権利

2. 関連市場の画定方法

競争法第 9 条第 1 項によると、関連市場は、関連製品市場及び関連地理的市場を基に画定される。

関連製品市場とは、その特性、使用目的及び価格に関して、相互に代替可能な商品・役務の市場をいう。

関連地理的市場とは、具体的な地理的領域であり、その領域において供給される商品・役務が類似の競争条件で相互に代替可能であり、かつ、隣接する地理的領域とは相当程度に異なる区域をいう。

関連製品市場の画定

*経済集中に参加する事業者ごとの事業分野及び具体的な製品・役務 (Focal product) を出発点とし、経済集中に参加する各事業者の製品カテゴリーを画定する。

- 生産販売製品をグループに分類する。

+ 重複する製品グループ

+相互に投入し合う若しくは補完しあう製品グループ

同種の製品ではないが、相互に投入し合う又は補完しあう製品については、競争法の定めるところにより、相当程度の競争制限的効果又は積極的な効果を評価するための関連市場として画定される。

*特性、使用目的及び価格の観点からの相互の代替可能性の判断

特に、消費者が、ある製品から他の製品に切り替えるか否かを判断するため、商品・役務の価格の差が 5%を超える場合における製品価格の観点からの代替可能性を検討する (SNNIP テスト)。

例：仮に、製品 A の価格を 10%超値上げするとすれば、関連地理的区域に居住する消費者 1000 人のうち 35%未満の消費者が製品 B に切り替える場合、製品市場の範囲は製品 A のみとなる。一方、大勢 (35%以上) の消費者が製品 B に切り替える場合、製品 A と製品 B の両方が製品範囲となる。

関連地理的市場の画定

関連地理的市場は、具体的な地理的区域であり、その区域において供給される商品・役務が類似の競争条件で相互に代替可能であり、かつ、隣接する地理的区域とは相当程度異なる区域をいう。

*本条第 1 項¹に定める地理的区域の境界は、以下の要素に基づき画定される。

- 関連商品・役務の流通に従事する事業者の営業拠点がある地理的区域
- 本項第 a 号²に定める地理的区域において関連商品・役務との競争に参加できるほど当該地理的区域に近い隣接地理的区域に所在する他の事業者の営業拠点
- 商品の運送、役務の提供にかかる費用
- 商品の運送、役務の提供にかかる時間
- 市場参入・拡大の障壁
- 消費慣習
- 消費者が商品・役務を購入するための費用及び時間

*地理的区域は、以下のいずれかの水準を満たした場合に、類似の競争条件を有し、かつ、隣接する地理的区域とは相当程度異なるとみなされる。

- 運送費用及び運送時間による商品・役務の価格引上げが 10%を超えない。
- 以下の市場参入・拡大の障壁のうちいずれか一つが存在する。
 - + 輸入税及び輸入割当に関する規定、技術基準、商品・役務を生産・販売するための条件・手続、商品・役務の使用に関する規制、専門性基準及びその他の国家管理機関による行政決定を含む法令及び国家政策により創出される法的障壁

¹ (JICA 注) 政令 (No.35/2020/ND-CP) 第 7 条第 1 項とみられる。

² (JICA 注) 同政令第 7 条第 2 項第 a 号とみられる。

- + 商品・役務の生産・販売への投資費用、資金源、信用及びその他の金融財源への事業者のアクセス能力を含む財務的障壁
- + 事業者が市場から撤退するときに回収できない市場参入時の初期費用
- + 生産・販売のためのリソース及び必要不可欠なインフラ施設、市場における商品・役務の流通・消費のネットワークへのアクセス、保有に対する障壁
- + 消費慣習
- + 経営慣習
- + 知的財産権に関する法令に基づく著作権及び著作隣接権、工業所有権並びに植物品種に関する権利を含む組織・個人の知的財産権行使に関する障壁
- + 他の市場への参入・拡大の障壁

3. 経済集中取引の相当程度の競争制限的効果の評価

以下の各要素の一つ又は複数の要素の組合せに基づき、経済集中の相当程度の競争制限的効果の評価する。

- (i) 経済集中に参加する事業者の関連市場における市場占有率の合計
- (ii) 経済集中の前後における関連市場の集中度

経済集中の前後における関連市場の集中度は、事業者の市場優位性を創出又は強化するおそれ、また、関連市場における各事業者間の協調・共謀を助長する蓋然性を判断するために評価される。

- (iii) 経済集中に参加する各事業者の特定の商品・役務の生産・流通・供給網における関係、又は経済集中に参加する事業者が相互に投入若しくは補完し合う事業分野・業種

経済集中に参加する各事業者の特定の商品・役務の生産・流通・供給網における関係、又は経済集中に参加する事業者が相互に投入若しくは補完し合う事業分野・業種は、経済集中後の当事会社が、他の競争事業者の市場参入を阻止し又は競争を排除することを目的として競争事業者を上回る競争優位性を創出する可能性を判断するために評価される。

*最初の3つの要素を判断した後、以下のいずれか一つの場合に該当するかにより、経済集中が「セーフハーバー基準」に該当するか否かを評価する。

- 経済集中に参加する予定の事業者の市場占有率の合計が、関連市場において20%未満である場合
- 経済集中に参加する予定の事業者の市場占有率の合計が、関連市場において20%以上であり、かつ、関連市場における経済集中後の各事業者の市場占有率の値の二乗の総和が1,800未満である場合
- 経済集中に参加する予定の事業者の市場占有率の合計が、関連市場において20%以上であり、関連市場における経済集中後の各事業者の市場占有率の値の二乗の総和が1,800を超え、かつ、関連市場における各事業者の市場占有率の値の二乗の総和の経済集中前後の増分が100未満である場合
- 特定の商品・役務の生産・流通・供給網において相互に関連し、又は事業分野・業種

が相互に投入又は補完し合う経済集中に参加する各事業者の市場占有率が、それぞれの関連市場において20%未満である場合

*上記の場合のいずれにも該当しない関連市場の場合は、引き続き、以下の基準に基づいて相当程度の競争制限的効果について評価される。

(i) 関連市場における経済集中による競争優位性

関連市場における経済集中による競争優位性は、経済集中後に形成される事業者の相当程度の市場優位性を創出又は強化するおそれをもたらす、関連市場での他の競争事業者との関係における経済集中後の事業者の製品の特性、生産・流通網、財務能力、ブランド名、テクノロジー、知的財産権その他の利点による優位性に基づき総合的に考慮される。

(ii) 経済集中後に事業者が価格又は利益率を相当程度引き上げる可能性

経済集中後に事業者が価格又は利益率を相当程度引き上げる可能性は、以下の一つ又は複数の要素に基づき評価される。

(a) 経済集中後の事業者が、関連市場において商品・役務の価格を引き上げ、生産量又は取引条件を変更する可能性によって予想される需要の変化

(b) 経済集中後の事業者が、商品・役務の価格を引き上げ、生産量又は取引条件を変更する可能性によって予想される関連市場における競争事業者の供給の変化

(c) 経済集中に参加する事業者の投入要素である商品・役務を供給する事業者の価格、生産量、取引条件の予想される変更

(d) 市場における競争事業者が、販売価格又は利益率を引き上げるために協調又は合意を助長することとなる条件及びそのおそれ

(dd) 経済集中後、事業者が価格又は利益率を引き上げる可能性に影響を与えるその他の要素

(iii) 経済集中後の事業者が他の事業者の市場参入・拡大を排除又は阻止する可能性：

(a) 経済集中前後の、生産・販売のために必要な投入要素を統制する程度

(b) 当該産業及び事業分野における競争上の特性、経済集中前の段階における経済集中に参加する事業者の競争的行動

(c) 本政令³第8条に定める市場参入・拡大の障壁

(d) 経済集中後に、事業者が他の事業者の市場参入・拡大を排除又は阻止する可能性を高めるその他の要素

(iv) 事業者が経済集中を実施する分野・領域における特殊要素

事業者が経済集中を実施する産業又は事業分野における特殊要素は、当該要素が経済集中の競争制限的効果及びその効果を引き起こす可能性に関する評価結果に直接影響を与え、又は相当程度にその結果を変更しうる場合に考慮される。

³ (JICA 注) No.35/2020/ND-CP

留意点

- 重複する関連製品市場を有する取引（水平型経済集中）の場合は、上記の全ての要素について評価する必要がある。
- 相互に投入し合う又は補完しあう製品・役務に関する取引（垂直型経済集中）の場合は、市場占有率の合計及び集中度を評価する必要がなく、各関連市場における市場占有率及び経済集中に参加する各事業者の関係性についてのみ評価する。

4. 経済集中の積極的効果の評価

以下の各要素の一つ又は複数の要素の組合せに基づき、経済集中の積極的な効果を評価する。

- (i) 以下の場面において評価される、国家の戦略・計画に従った分野・領域、科学、又はテクノロジーの発展に向けた積極的効果
 - (a) 政府又は政府首相が承認した分野・領域の戦略・計画において示される目標に適合する経済集中によりもたらされ得る地方、産業、事業分野及び社会の規模、リソースによって経済効率が促進される可能性
 - (b) 商品・役務の価格を引き下げ、品質を向上させ、又は消費者及びコミュニティの利益に資することを目的として生産性、品質、経営効率を向上させるため、経済集中後の事業者が科学及びテクノロジーの進歩を活用する程度
- (ii) 経済集中によりもたらされると予想される、中小事業者における市場参入・拡大又は商品・役務の生産網、流通ネットワークへの参加の機会及び条件についての評価に基づき検討される、中小事業者の発展に向けた積極的効果
- (iii) 経済集中後の事業者の国内の生産・消費、商品・役務の輸出の規模拡大による経済集中の積極的な効果に基づき評価される、国際市場におけるベトナム事業者の競争力の増大

5. 経済集中に関するその他の資料、データ及び情報（あれば）

競争法第40条第1項は、関連を有する機関、組織、個人は、法令が異なる規定を有する場合を除き、経済集中の評価のために、国家競争委員会の要請に従って、十分に正確な情報及び資料を適時に提供する責任を負うと規定している。

その他の関連する資料、データ及び情報は、以下を含むことがある。

- 関連する各事業者の定款
- 株主総会又は社員総会の資料
- 経済集中取引に関するその他の合意

6. 秘密保持

競争法第40条第2項は、事業者により提供された情報及び資料について、法令の規定に従って、その秘密が保持されると規定している。秘密保持が必要な場合、事業者は、以下の条件を満たさなければならない。

- 秘密保持を要請する対象事項を明記した秘密保持要請書を提出すること

- 秘密保持事項が、情報や資料の秘密保持に関する現行法令の規定に適合するものでなければならぬこと

詳細については、次の連絡先にお問い合わせください：商工省 競争・消費者保護庁 経済集中規制課 電話番号：024.222.05.002（内線：1058/1056）。

(出典：競争・消費者保護庁 経済集中規制課)